

議案第9号

相互救済事業の委託について

災害による財産の損害に対する相互救済事業を次のとおり委託したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第1項の規定により、議決を求める。

平成29年2月27日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 事業名 | 火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業 |
| 2 委託先 | 公益社団法人 全国市有物件災害共済会 |
| 3 委託する財産 | 本市の所有又は占有に属する財産で必要なもの |
| 4 委託に伴う経費 | 毎年度予算の定める経費 |
| 5 委託開始日 | 平成29年4月1日 |